一般社団法人海洋連盟定款

平成26年6月6日作成
平成26年6月30日公証人認証
平成26年7月1日法人成立
令和4年5月17日改訂

一般社団法人海洋連盟定款

第１章総則

第1条　（名称）
この法人は、一般社団法人海洋連盟と称する。

第2条　（事務所）
この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第２章目的及び事業

第3条　（目的）
この法人は、海に関わる環境、安全、食、地域振興等の社会課題とその解決方法を広報することを目的とする。

第4条　（事業）
この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 海に関わる環境、安全、食、地域振興等の社会課題とその解決方法を広報する、ラジオ、テレビ、インターネットおよび新聞、雑誌、単行本並びに屋内、屋外における広告宣伝物等の企画、立案、制作等。
2. 海に関わる環境、安全、食、地域振興等の社会課題とその解決方法を広報する、ラジオ、テレビ、インターネットおよび新聞、雑誌等のメディア、各種イベント、セミナー、ワークショップ、インターネットコミュニティ、キャンペーン、施設等の運営。
3. 海に関わる環境、安全、食、地域振興等の社会課題とその解決方法を広報する、人材育成のための教育事業。
4. 海に関わる環境、安全、食、地域振興等の社会課題とその解決方法を広報する、メディア、企業、官公庁、自治体等へのアドバイス及びコンサルティング。
5. 海に関わる環境、安全、食、地域振興等の社会課題とその解決方法を広報する、人材育成のための教育事業。
6. 海に関わる環境、安全、食、地域振興等の社会課題とその解決方法を広報する、メディア、企業、官公庁、自治体等への情報配信事業。
7. 海に関わる環境、安全、食、地域振興等の社会課題とその解決方法を広報する、メディア、企業、団体、官公庁、自治体、個人等への表彰。

8. 海に関わる環境、安全、食、地域振興等の社会課題とその解決方法を広報する、食料品、飲料品及び日用品雑貨、リサイクル製品の販売及びインターネット通信販売。
9. 海に関わる環境、安全、食、地域振興等の社会課題とその解決方法を広報する、食料品、飲料品及び日用品雑貨、リサイクル製品のインターネットショッピングモールの開設及び運営。
10. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第３章社員

第5条　（法人の構成員）
この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は企業、団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

第6条　（社員の資格取得）
この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

第7条　（経費の負担）
この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第8条　（任意退社）
社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第9条　（除名）
社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条　（社員資格の喪失）
前２条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第７条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
2. 総社員が同意したとき。

3. 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第４章社員総会

第11条 （構成）
社員総会は、全ての社員をもって構成する。

第12条 （権限）
社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事の選任又は解任
3. 理事の報酬等の額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他この法人に関する一切の事項

第13条 （開催）
社員総会は、定時社員総会として毎年度 6 月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第14条 （招集）
社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第15条
総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第16条 （議長）
社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

第17条 （議決権）
社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

第18条 （決議）

1. 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
   1. 社員の除名
   2. 定款の変更
   3. 解散

その他法令で定められた事項

第19条　（議事録）

1. 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第５章役員

第20条　（役員の設置）

1. この法人に、理事１名以上５名以内を置く。
2. 理事のうち１名を代表理事とする。
3. 代表理事以外の理事のうち３名以内の業務執行理事を置くことができる。

第21条　（役員の選任）

1. 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要がある時は、社員以外の者から選任することを妨げない。
2. 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

第22条　（理事の職務及び権限）

1. 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

第23条　（役員の報酬等）

役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第24条　（役員の任期）

1. 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

第25条　（役員の解任）
理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第６章資産及び会計

第26条　（事業年度）
この法人の事業年度は、毎年５月１日に始まり翌年４月30日に終わる。

第27条　（事業報告及び決算）
1. この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第２号及び第３号の書類については承認を受けなければならない。
   1. 事業報告
   2. 貸借対照表
   3. 損益計算書（正味財産増減計算書）
2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第７章基金

第28条
1. 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
2. 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
3. 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第８章定款の変更及び解散

第29条　（定款の変更）
この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第30条　（解散）
この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第31条　（残余財産の帰属）
当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章公告の方法

第32条　（公告）
この法人の公告は、官報に掲載する。

附則
１この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。
氏名住所
妹尾博之　岡山県笠岡市高島 4997 番地
内田聡　　東京都荒川区荒川８丁目 24 番 2-203 号プランヴェール EX リバーウィング

２この法人の設立時理事は妹尾博之、内田聡とし設立時代表理事は妹尾博之とする。

３この定款の変更は、2022 年 5 月 17 日から施行する。

以上、一般社団法人海洋連盟の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和４年５月 17 日

設立時社員　妹尾　博之

設立時社員　内田　聡

これは当法人の原稿定款である。

令和４年５月 17 日
一般社団法人海洋連盟
代表理事　妹尾博之